

🐾 まちなご活動に関する問い合わせ先

医療衛生
センター

京都市中京区御池通高倉西入
高宮町 200 番地
千代田生命京都御池ビル
2 階, 6 階

TEL : 075-746-7211
(北区, 上京区, 左京区, 東山区担当)
TEL : 075-746-7212
(中京区, 下京区担当)
TEL : 075-746-7213
(山科区, 南区, 伏見区担当)
TEL : 075-746-7214
(右京区, 西京区担当)
FAX : 075-251-7234

●●● 医療衛生コーナー ●●●

北医療衛生コーナー	京都市北区紫野東御所田町 33-1 (北区総合庁舎本庁舎内)
上京医療衛生コーナー	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 (上京区総合庁舎内)
左京医療衛生コーナー	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 (左京区総合庁舎内)
中京医療衛生コーナー	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521 (中京区総合庁舎内)
東山医療衛生コーナー	京都市東山区清水五丁目 130 番地の 6 (東山区総合庁舎内)
山科医療衛生コーナー	京都市山科区柳辻池尻町 14-2 (山科区総合庁舎内)
下京医療衛生コーナー	京都市下京区西洞院通堀小路上る東堀小路町 608-8 (下京区総合庁舎内)
南医療衛生コーナー	京都市南区西九条南田町 1-3 (南区総合庁舎内)
右京医療衛生コーナー	京都市右京区太秦下刑部町 12 (右京区総合庁舎内)
西京医療衛生コーナー	京都市西京区桂長町 1-2 (西京保健福祉センター 別館内)
洛西医療衛生コーナー	京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 1-2 (西京区役所洛西支所内)
伏見医療衛生コーナー	京都市伏見区鷹匠町 39-2 (伏見区総合庁舎内)
深草医療衛生コーナー	京都市伏見区深草向畑町 93-1 (伏見区役所深草支所内)
醍醐医療衛生コーナー	京都市伏見区醍醐大構町 28 (伏見区役所醍醐支所内)

動物の飼い方についての問い合わせ先

京都動物愛護センター

京都市南区上鳥羽仏現寺町 11

TEL : 075-671-0336
FAX : 075-671-0338

※木曜休

野良猫を 「まちなご」に

～人と猫との住みよいまちづくり～



京都市では平成22年度から地域における野良猫対策の一環として「まちなご活動」を支援しています。



野良猫対策の一環として、 人と猫が共生できる社会を目指した 「まちなご活動」を支援しています。



まちなご活動とは

「まちなご活動」とは、地域に暮らす野良猫を、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊去勢手術を行うことにより、野良猫に一代限りの命を全うさせる活動です。この活動を継続することにより、野良猫の数は減少していくものと考えられます。

野良猫で困っていませんか？

野良猫で迷惑している

- 糞や尿の臭いで困っている
- 鳴き声がうるさい
- 子猫が増えて困っている
- 食べ残した餌がゴミになってきたない
- ゴミをあさるので困る

かわいそうな猫を助けたい

- 餌を与えたいが猫が増えると困る
- 避妊去勢手術をしたいがお金がかかる
- 飼いたいけど飼えない
- 猫のために何かしたい



みんなの思い...「野良猫を減らしたい！」

まちなご活動の効果

- 避妊去勢手術により、尿の臭いやさかりの鳴き声の軽減、繁殖の抑制
- 餌やりルールにより、餌の散乱の防止
- トイレ設置により、ふん尿被害の減少
- 地域のコミュニケーションの活性化

長期的には...

- 野良猫の減少
- 苦情やトラブルの減少
- 動物愛護意識の高揚

まちなご活動ができなくても...

「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」により、周辺に迷惑を及ぼすような不適切な給餌はできません。給餌を行う際は、本市が定める「適切な給餌に関し市民等が遵守すべき基準」を守るとともに、野良猫への給餌に係る届出を行うなど、周辺の方の理解を得られるようにしてください。



まちなご活動支援事業

野良猫のうち、地域のみなさんがまちなご活動として登録し、一定のルールに基づき適切に飼養している猫について、京都市では、無料で避妊去勢手術を行います。(手術協力：公益社団法人京都市獣医師会)
手術後は、「まちなご」として、その地域で世話をさせていただきます。

1 ●地域住民2名以上で活動グループを作る。
(管理する猫が10頭以上の場合は3名以上)



●町内会等の合意形成を図る。



●猫の管理方法を定める。
(猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握など)
※猫用トイレや餌の場所は、正当な権限がある私有地内等に設定してください。



医療衛生センターでは、まちなご活動を行おうとされている方や町内会等に対し、活動の進め方、活動グループづくり、活動地域の決定、地域の合意形成等について、助言を行うとともに、必要に応じて説明会等を行っています。まずは、医療衛生センターまで御相談ください。

2 医療衛生センターへ届出書、町内会の承諾書等を提出
(受理された日から3年間有効)

- ★医療衛生センターが書類審査と実地調査を実施し、地域の活動が適切かどうかの判断
- ★医療衛生センターが支援の決定

3 地域住民に活動を十分周知したうえで、猫を保護

4 保護した猫を持ち込み

- ★動物愛護センターで避妊去勢手術を実施
(協力：(公社)京都市獣医師会)

5 手術した猫を保護した場所へ戻す

6 猫を地域のみなさんが適切に管理する「まちなご」として世話



まちなご活動グループの活動内容

- まちなご活動の周知
- 地域でのまちなご活動に関する合意形成
- まちなごの手術のための保護
- まちなごの飼養管理 (餌の管理やふんの清掃等)
- 新たな所有者を探す活動
- 飼育猫の適正飼養の普及及び啓発
- まちなご活動により生じた問題への対応